

## 第8次長野県保健医療計画の策定について

医療政策課

## 1 保健医療計画の概要

## 趣旨・目的

県民の健康の保持・増進と医療提供体制の確保を図るため、国が定める基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて都道府県が策定（医療法（以下「法」という。）第30条の4第1項）

## 記載事項（法第30条の4第2項）

（下線部は第7次計画策定後に追加された事項）

- ・ 医療圏の設定
- ・ 基準病床数
- ・ 5疾病・6事業\*及び在宅医療に関する事項
- ・ 地域医療構想
- ・ 医師確保計画
- ・ 外来医療計画
- 等

※5疾病・6事業 ⇒ 5疾病：がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患

6事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、  
新興感染症発生・まん延時における医療

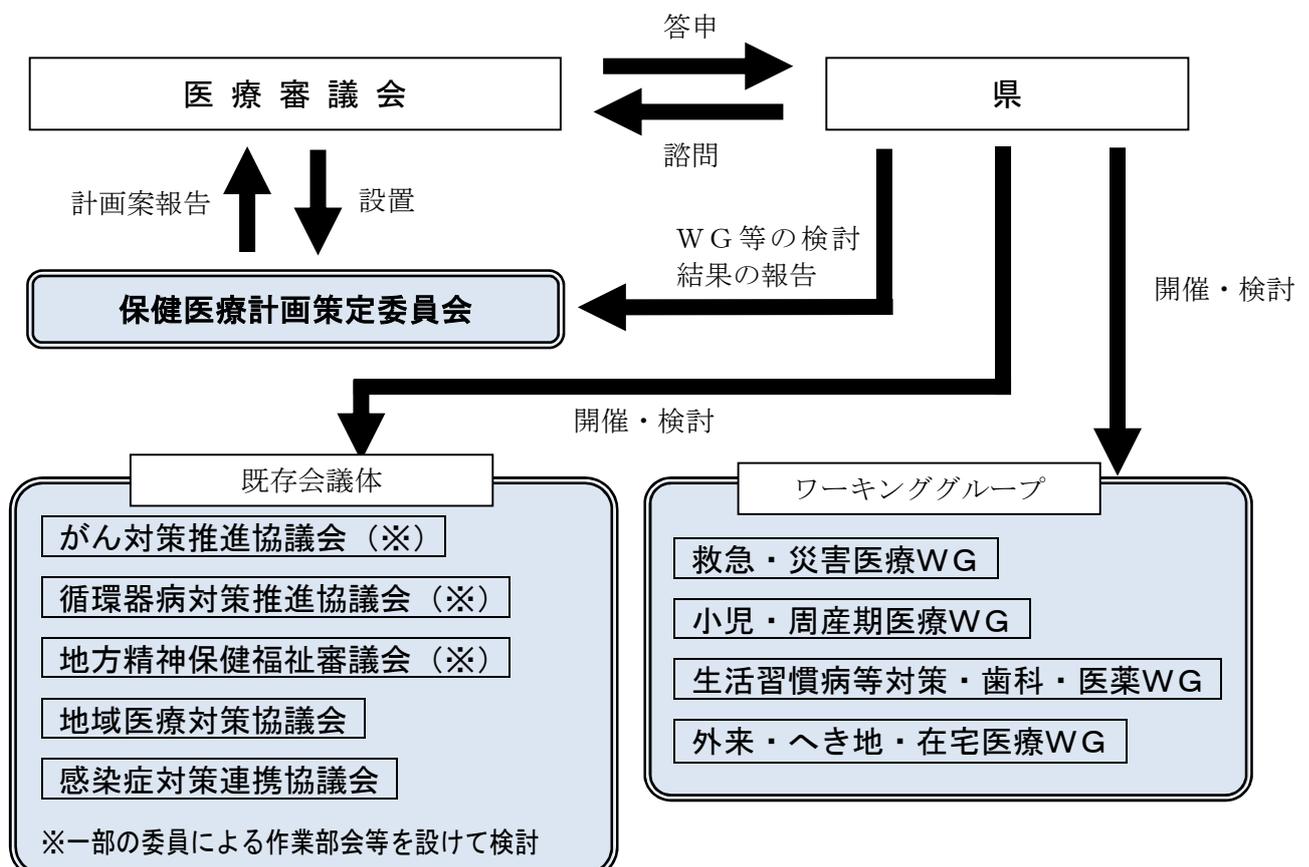
## 計画期間

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）（6年間）

## 2 策定体制

- ・ 医療法施行令第5条の21の規定に基づく医療審議会の部会として保健医療計画策定委員会を設置（審議会委員全員と、新たに選任する専門委員4名により構成）
- ・ 分野ごとの協議・検討を行うため、県でワーキンググループを開催するとともに、既存の会議体も活用。

## 【策定体制のイメージ】



# 第8次長野県保健医療計画策定スケジュール案(R5予定)

医療政策課

		令和5年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会	<p>9/16 第1回審議会 ・8次計画の策定について</p> <p>12/20 第2回審議会 ・策定委員指名</p> <p>2/3 第3回審議会 ・8次計画策定諮問</p>	<p>5/26 第1回審議会 ・策定委員指名</p>	<p>5/26 第3回委員会 ・国の作成指針 ・県民医療意識調査報告 ・計画の枠組み ・二次医療圏の設定</p>	<p>6/5 第2回WG ・国の作成指針 ・ロジックモデル案の検討</p>	<p>7/18 第1回がん作業部会 7/13 第1回循環器病作業部会 6/5 第2回精神保健福祉審議会作業部会</p>	<p>8/3 第1回がん作業部会 第2回循環器病作業部会 第3回精神保健福祉審議会作業部会</p>	<p>9/2 第2回審議会 ・策定委員指名</p>	<p>10/1 第4回WG ・ロジックモデル案及び分野別計画案の検討・決定</p>	<p>11/1 第5回委員会 ・計画素案</p>	<p>12/1 第6回委員会 ・計画案の決定</p>	<p>1/1 第3回審議会 ・8次計画案答申</p>		
策定委員会	<p>12/20 第1回委員会 ・委員長の選任 ・WGの設置 ・国の検討状況</p> <p>2/3 第2回委員会 ・国の検討状況 ・県の現状、目指すべき方向性 ・第7次計画進捗</p>												
ワーキンググループ	<p>3/9~3/30 第1回WG ・座長選任 ・8次計画の概要 ・国の検討状況 ・ロジックモデルの概要 ・現状と課題</p>												
既存会議体	<p>3/16 第1回がん対協 2/8 第1回循環器病対策協議会 3/17 第1回精神保健福祉審議会作業部会 3/28 第1回地対協</p>	<p>5/30 第1回地対協</p>	<p>6/5 第2回精神保健福祉審議会作業部会</p>	<p>7/18 第1回がん作業部会 7/13 第1回循環器病作業部会</p>	<p>8/3 第1回がん作業部会 第2回循環器病作業部会 第3回精神保健福祉審議会作業部会</p>	<p>9/2 第2回がん作業部会 第2回循環器病作業部会 第3回精神保健福祉審議会作業部会</p>	<p>10/1 第1回がん対協 第1回循環器病対策協議会 第1回精神保健福祉審議会 第3回地対協 第3回感染症対策連携協議会</p>	<p>11/1 第4回地対協</p>	<p>12/1 第5回地対協</p>	<p>1/1 第4回地対協</p>	<p>2/1 第5回地対協</p>	<p>3/1 第3回調整会議</p>	
圏域連携会議(調整会議) <10圏域>	<p>8/20~9/30 第1回調整会議 県民医療意識調査 レセプトデータベース構築・分析</p>	<p>1/31~2/27 第2回調整会議</p>											
その他													

# 地域医療構想の推進について

医療政策課

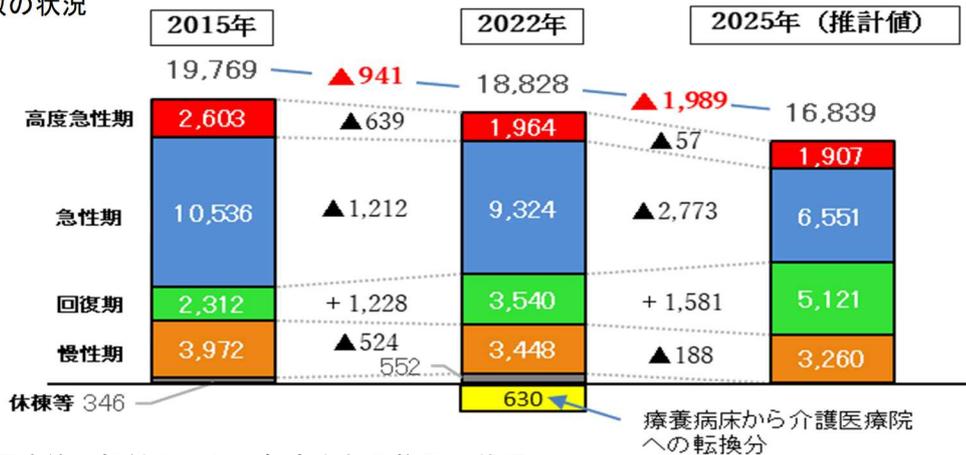
## 1 調整会議での議論

- 平成 28 年度に構想を策定。コロナ禍において議論が中断していたが、令和 4 年度から議論を再開
- 令和 4 年度末までに圏域別調整会議を 97 回、県単位調整会議を 3 回開催
- 各医療機関の病床計画や今後のあり方、役割分担の方向性等を協議

## 2 医療機関による取組

経営判断に基づく病床数の適正化や機能転換、限られた医療資源を踏まえた医療機関同士の機能分担、増加する在宅医療ニーズを踏まえた施設整備を推進

(参考) 病床数の状況



(参考) 在宅医療等の提供先として想定される施設の状況

区分		H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4
介護医療院	施設数	0	0	3	7	10	15
	定員数	0	0	215	406	496	630
その他介護施設等 (※)	定員数	37,144	38,102	38,505	39,042	39,717	40,072

※その他介護施設等

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス、シルバーハウジング

## 3 今後のスケジュール

国の要請に基づく各医療機関の対応方針（2025年に持つ予定の機能別病床数）の策定・検証を今年度末までに完了できるよう、調整会議で議論（今年度は各圏域で最大3回の開催を予定）



## 4 2025年以降の動向

2025年以降の地域医療構想について、国は、生産年齢人口の減少が加速していく2040年に向けた新たな構想を都道府県に策定させる方針を示しており、2023・2024年度に具体的な内容を検討